

小牧市公共工事に要する経費の前金払取扱要領

〔 昭和 6 1 年 4 月 1 日
決 裁 〕

(総則)

第 1 条 この要領は、小牧市予算決算会計規則（昭和 3 9 年小牧市規則第 2 0 号。以下「規則」という。）第 7 4 条に規定する前金払の事務の取扱いについて定めるものとする。

(前金払の条件)

第 2 条 規則第 7 4 条第 1 項に規定する市長が別に定める条件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）の設計、調査及び測量並びに建設工事の用に供することを目的とする機械類の製造を実施する公共工事であること。
- (2) 契約金額の 1 0 0 分の 2 5 以上の金額に相当する資材を市が支給しない公共工事であること。
- (3) 市長が、予算執行上支払が可能で前金払の必要があると認める公共工事であること。

2 規則第 7 4 条第 2 項に規定する市長が別に定める条件は、前項第 2 号及び第 3 号に該当することとする。

(2 年以上にわたる契約)

第 3 条 継続費に係る 2 年以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に対してする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してする。

3 債務負担行為に基づく 2 年以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に対してする。

4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、契約金額の総額に対し前金払をすることができる。

(前払金の端数整理)

第 4 条 前払金に 1 0 万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の有無等の明示)

第 5 条 前金払の対象となる公共工事及び前金払の割合については、入

札条件としてあらかじめ入札参加者に対しこれを明示するものとする。

(前払金の支払)

第6条 前払金は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と同法第2条第5項に規定する前金払の保証について保証契約を締結した保証証書を寄託させ、請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

2 前払金の支払は、前項の保証証書に記載された預託金融機関に対する振込により行うものとする。

3 請負者は、第1項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(契約金額の変更に伴う前払金の増減)

第7条 公共工事の内容の変更その他の理由により当該公共工事の契約金額を増額した場合における前金払については、増額後の契約金額の規則第74条に規定する割合に相当する額(小牧市公共工事に要する経費の中間前金払取扱要領(平成25年3月28日24小契第368号)で規定する中間前払金の支払を行っているときは、増額後の契約金額の規則第74条に規定する割合に相当する額及び増額後の契約金額に対する中間前払金額の合計額)から支払済みの前払金の額を差し引いた後の額以内の額の前金払をすることができる。この場合における前払金の支払方法は、前条の規定を準用するものとし、同条中「前払金」とあるのは、「増額分の前払金」と読み替えるものとする。

2 公共工事の契約金額を減額した場合における前金払については、支払済みの前払金の額が減額後の契約金額の10分の5(中間前払金の支払を行っているときは10分の6とし、規則第74条第1項の公共工事にあっては10分の4とする。)を超えるときは、市長の指定する日(以下「指定日」という。)までにその超過額を返還させることができる。

3 前2項において、契約残工期が40日未満のときは、前払金の増額又は減額を行わないものとする。

4 第2項の場合において指定日までに前払金の返還がなかったときは、その未返還額につき、指定日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて計算した額を利息として付することができる。

（部分払をする場合の前払金の精算方法）

第8条 前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

（義務違反による前払金の返還）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 請負者がその契約義務を履行しないとき。
- (3) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (4) 当該工事の契約を解除したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要領による公共工事に係る前金払の規定は、平成11年4月1日以後に契約を締結する公共工事から適用し、同日前に契約を締結する公共工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に執行する改正後の小牧市公共工事に要する経費の前金払取扱要領第 2 条に規定する対象工事の入札から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市公共工事に要する経費の前金払取扱要領は、平成 30 年 4 月 1 日以後に契約を締結する公共工事から適用し、同日前に契約を締結する公共工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。